

宮城県感染症対策委員会新型インフルエンザ対策アドバイザーチーム設置要綱

(設置)

第1 宮城県新型インフルエンザ対策事業の適正かつ円滑な実施を図るため、感染症対策委員会条例（平成17年宮城県条例第117号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき設置する部会である新型インフルエンザ対策アドバイザーチーム（以下「アドバイザーチーム」という。）に関し、条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 アドバイザーチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ対策推進のための関係機関との調整及び市町村指導等に関する指導・助言
- (2) 新型インフルエンザ発生時の対策に関する指導・助言
- (3) その他新型インフルエンザ対策事業に関し必要と認められること

(組織)

第3 アドバイザーチームは、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は新型インフルエンザ対策に関して十分な経験と識見を有する者のうちから指名する。

(諮問)

第4 アドバイザーチームが所掌する事項について知事が諮問しようとするときは、当該アドバイザーチームに諮問させるものとする。

- 2 前項の規定によりアドバイザーチームに諮問されたときは、当該諮問されたことをもって宮城県感染症対策委員会に諮問されたものとする。

附則

この要綱は、平成20年8月8日から施行する。

○感染症対策委員会条例

平成17年7月14日
宮城県条例第117号

(設置等)

第1条 知事の諮問に応じ、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する重要事項を審議するため、宮城県感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 委員会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、5人以内とし、委員長が指名する。

5 第2条第3項及び第4項の規定は部会委員について、前3条の規定は部会について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。